

令和 8 年 1 月 21 日
教 育 庁

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり失職（1件）及び発令（4件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職名 主任教諭
- (3) 年齢 46歳
- (4) 性別 男

2 失職年月日

令和 7 年 4 月 29 日

3 失職理由

令和 5 年 8 月 7 日から同月 8 日までの間に、自宅において、当時勤務校の男子生徒に対して、生徒の首にキスするなどしたことにより、不同意わいせつで起訴された。令和 6 年 8 月 1 日、東京地方裁判所立川支部において、懲役 2 年 6 月の判決を受け、令和 7 年 4 月 29 日、同判決が確定した。

4 根拠規定

地方公務員法第 28 条第 4 項

※ 本件については、被害生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 小学校（多摩地域）
- (2) 職名 主任教諭
- (3) 年齢 41歳
- (4) 性別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和8年1月21日

4 処分理由

令和7年6月6日、ホテルにおいて、18歳未満の女性に対して性行為を行うなどした。

※ 本件については、被害女性の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 小学校（区部）
- (2) 職名 副校長
- (3) 年齢 48歳
- (4) 性別 男

2 処分の程度

停職1月

3 発令年月日

令和8年1月21日

4 処分理由

令和5年5月27日、飲食店において、勤務校女性教員に対して、背後から抱きつくセクシュアル・ハラスメント行為を行うなどした。

5 管理・監督者に関する事項

ア 職名等

- (1) 職名 主任指導主事
- (2) 年齢 50歳
- (3) 性別 男

イ 処分内容

減給10分の1 1月

ウ 発令年月日

令和8年1月21日

エ 処分理由

令和5年5月27日、当時勤務校の校長としての指導を徹底せず、同副校長が、上記4の行為を行う事態を招くとともに、同校複数の教員から、同副校長のセクシュアル・ハラスメントについて報告を受けたにもかかわらず、同年7月3日から令和6年12月13日までの間、区教育委員会への速やかな報告を怠るなどした。

IV

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 中学校（区部）
- (2) 職名 教諭
- (3) 年齢 40歳
- (4) 性別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和8年1月21日

4 処分理由

令和7年3月20日、路上において、女性の肩付近を突き飛ばす暴行を行い、同女性を転倒させ、同女性に全治17日間の傷害を負わせた。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 高等学校（区部）
- (2) 職名 副校長
- (3) 年齢 64歳
- (4) 性別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和8年1月21日

4 処分理由

令和6年7月19日から令和7年5月19日までの間に、当時勤務校において、同校生徒39名分のいじめに関するアンケートを紛失した。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）

まずは御相談ください

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口

【受付時間】

月、火、木曜日：午後3時から6時まで

土曜日：午前9時から正午まで

※各曜日の当番弁護士の連絡先は東京都教育委員会HPを御確認ください。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html

